

居宅サービス重要事項説明書

(訪 問 介 護)

当事業所がサービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて当事業所が貴方に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所名	阿見町社会福祉協議会指定訪問介護事業所		
所在地	稲敷郡阿見町阿見4671-1	電話	887-9234
区分	事業名	介護保険事業所番号	茨城県指定番号
サービスの種類	訪問介護	0873800098	介保指令第231号
管理者及び連絡先	氏名	連絡先	
	小林 慎二	887-9234	
サービス提供地域		阿見町内	
第三者による評価の実施	1 あり 2 なし	実施日 結果の開示	評価機関名 1 あり 2 なし

2 事業所の目的及び運営方針

区分	目的	運営方針
訪問介護	サービス提供にあたり利用者の要支援、要介護状態により、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供する。	訪問介護員は利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう居宅において入浴、排泄、食事の介助等を行うと共に常に提供するサービスの質の評価を行う。

3 事業所の職員体制及び営業日・営業時間

事業名	職名	人員	営業日・営業時間	休日
訪問介護	サービス提供責任者 訪問介護員	2名以上 2. 5名以上 (常勤換算数)	月曜日～日曜日 7:00～ 21:00	12月29日 ～翌1月3日

4 利用料 サービス内容説明書による。

5 苦情申し立て窓口

相談窓口	利用時間	利用方法	
阿見町社会福祉協議会	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日、12月29日～ 翌1月3日を除く)	電話	場所
		887-9234	総合保健福祉 会館相談室
阿見町高齢福祉課		888-1111	阿見町役場

6 緊急時の対応方法 緊急時は次の方々に連絡致します。

区 分	氏 名	電 話
利用者主治医		
協力医療機関	東京医大茨城医療センター	887-1161
緊急連絡先		

7 他の人に影響を及ぼす疾病、疾患を生じた場合は、利用の一時停止をお願いする場合があります。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

当事業所は利用者に対し、居宅サービス提供にあたり利用者又は家族に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づきサービス内容説明及び重要事項を説明致しました。

居宅サービス事業所

住 所 阿見町阿見4671-1（総合保健福祉会館内）

説明者 所属 阿見町社会福祉協議会

氏 名 _____ 印

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書に基づいて、貴事業所から重要事項及びサービス内容の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者の家族（代理人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 続 柄 _____